

## 議案第 5 3 号

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，所要の改正を行うため。

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。